

厚生労働省との意見交換における提案事項

令和2年5月11日 全国知事会

1. 医療提供、保健所及び検査の体制強化

○必要な医療資機材等の確保

- ・ サージカルマスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、ゴーグル、手袋、検体採取スワブ、消毒用アルコール等の医療資材や人工呼吸器等の設備の安定供給に向けて対応していただいているが、引き続き現場でのニーズが強く支給まで時間を要している状況であり、早急に安定供給、流通体制の整備を図っていただきたい。
- ・ 国からの医療資機材の送付について、県の備蓄と合わせて調整を行っている場合には、医療機関への直送だけでなく県への送付の選択肢も設けていただきたい。
- ・ 在宅療養患者やそのケアに当たる訪問看護ステーション等にも、感染防御に必要な医療資機材が行き届くよう、更なる対策を講じること。
- ・ 在宅療養中の人工呼吸器使用者や気管切開患者の各家庭に対しては、上記に加え、入手困難となっている消毒用アルコールやアルコール綿（喀痰吸引用チューブや自己注射の消毒用）、精製水（人工呼吸器の加湿用）についても、必要な家庭に行き渡るよう対策を講じること。

○新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金

- ・ 4/30 に実施要綱が示されたが、対象経費が限定されているため、地域の実情に応じて必要な医療提供体制が整備できるよう、補助基準額、補助対象経費の設定を柔軟にいただきたい。特に、以下のような経費を対象としていただきたい。
 - ・ ポータブルX線装置
 - ・ 感染妊婦の受入れに必要であり他の妊婦と共有できない分娩監視装置、新生児モニター等
 - ・ 感染症指定医療機関、協力医療機関以外の医療機関における個人防護具の整備
 - ・ ECMOチームの人材養成に要する経費
 - ・ PCR検査に必要な遺伝子自動抽出装置、低温フリーザー等
 - ・ PCR検査試薬の購入経費
 - ・ 民間検査機関へのPCR検査の委託経費
 - ・ ドライブスルー・ウォークイン方式によるPCR検査の実施に必要な医師・看護師の人的費
 - ・ 都道府県調整本部の運営経費（医師等の招聘）
- ・ 空床補償制度が設けられているが、補助上限額が実態と大幅に乖離しており、補助上限額の大幅な拡充を行うこと。

【上限額】

- ・ ICU内の病床の場合 1床当たり 97,000 円／日
 - ・ 人工呼吸器を使用する場合 1床当たり 41,000 円／日
 - ・ 上記以外の場合 1床当たり 16,000 円／日
→ 地域の中核的な病院の場合、一般的に入院診療単価は5万円を上回る状況であり、16,000 円では大幅に不足。
- ・ 医療従事者等の上限単価が実態と大幅に乖離しており、最前線で活動する医療従事者等の確保に向け、上限単価を大幅に引き上げること。

【上限額】

- ・ 医師 1人1時間当たり 7,550 円
- ・ 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760 円 など

○医療従事者の危険手当、医療機関の減収への支援

- ・ 医療従事者の危険手当について、診療報酬の引き上げにより対応することとされているが、地方部の新型コロナウイルス感染症の患者数が少ない医療機関では診療報酬のみで対応職員全員に手当を支給することが困難であり、交付金等による支援をお願いしたい。
外来：医師、看護師2、事務の4人体制 → 2～3人／日の患者では賄えない
入院：10数名の体制 → 数名の入院では賄えない
- ・ 感染症指定医療機関や協力医療機関では感染した入院患者の医療への対応や感染拡大防止のため従来の診療活動を縮小せざるを得ない状況になっており、大幅な減収が見込まれることから、財政面での支援を強くお願いしたい。

○医療従事者や福祉・介護職員に対する宿泊費助成制度

- ・ 家族への感染リスク回避のため、自宅に戻らず医療機関又は宿泊施設等に宿泊している医療従事者及び福祉・介護職員の宿泊費を国で負担すること。

○治療薬、ワクチンの早期の実用化等

- ・ 5月7日付けで特例承認された「レムデシビル」について、当面は国が医療機関を通じて必要量を把握しながら管理し、重症者がいる医療機関に優先配分すると承知しているが、必要量の薬剤の確保や安定供給スキームの構築をお願いしたい。
- ・ 治療薬、ワクチンの早期の開発（製品化）が必要であるが、製品化には1,000億円単位の膨大な費用が必要となるため、国が主導し開発のため1兆円規模の基金を創設するなど資金面での支援を行うこと。
- ・ 今週中の薬事承認、保険適用が見込まれている抗原検査について、検査結果の取扱いを示すとともに、検査実施件数と結果の医療機関からの速やかな報告を行うことを国においても医師会等に要請すること。また、抗体検査の早期実現を図ること。

○保健所機能の充実・強化

- ・感染症法に基づく積極的疫学調査におけるPCR検査の受検や陽性者に対する行動歴の調査、さらには自宅療養等に対して協力が得られないケースも多発しており、感染者を社会全体で支えていく意識づくりはもとより、要請・指示に従わず、調査協力を拒否する行為に対して、実効性を担保するため法的措置を設けるなどの改善を図ること。(4/30 緊急提言を一部改変)
- ・感染症法上、都道府県と保健所設置市の権限は同格であるが、今回の新型コロナウイルス感染症のように、通常の感染症の規模を超える非常時には、保健所設置市との関係においても県が主導的に広域的調整を行えるようにすべき。
- ・県の保健所の体制整備を図るため、市町村保健師等の確保・活用を行う場合の財源措置を講じること。
- ・患者情報の集約に向けて今週から一部自治体で国が開発したシステムの先行利用が始まるとのことであり、各都道府県も個別の医療機関に活用を促しているが、国においても日本医師会等の全国団体への働きかけを行っていただきたい。(4/30 緊急提言を一部改変)

○看護師等養成所の対応

- ・2月28日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設の対応について」が発出されているが、その後の状況変化に応じ、臨地実習がゼロ時間でも学内実習や家庭学習で補えば技能習得とみなすことができるのか等、看護師等養成所に特化したより具体的な基準を示すこと。また、実習ができないことにより技術を身につけないまま看護師として現場に出ることに対して不安の声が多く上がっていることから、国としての対応方針について示していただきたい。

2. 感染症拡大防止対策の強化

○軽症者の宿泊施設での療養

- ・宿泊施設での療養を勧めても自宅での療養を希望するケースが多発しており、引き続き国においても宿泊施設での療養が基本であることを広く国民に呼びかけるとともに、実効性を担保する法的措置を設けるなど改善を図ること。(4/30 緊急提言を一部改変)
- ・無症状・軽症者に対する自宅・宿泊療養の解除基準として、「宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等にPCR検査を実施する体制をとることにより、重症者に対する医療提供に支障が生じるおそれがある場合には、宿泊療養又は自宅療養を開始した日から14日間経過したときに、解除することができる」(4月2日付け厚労省事務連絡)とされているが、県民や報道機関からの問い合わせが多いため、解除基準の裏付けとなる科学的根拠等を提示すること。
- ・宿泊施設の運営を担当する人員体制の強化、自宅に残された家族(子ども・障害者・

高齢者) への生活支援や対応マニュアル等の提示を行うこと。

○高齢者・障がい者施設への支援

- ・高齢者施設で感染が広がっており、今後もサービス提供を継続可能となるよう、実際に感染が発生した施設以外の施設（職員・入所者がPCR検査を受けた施設等）も含めて、利用者の自己負担を求めることなく国の財源により必要な支援策を迅速に講じること。特に、以下のような支援をお願いしたい。
 - ・職員に対する危険手当の支給
 - ・福祉サービス事務所の感染拡大防止対策（介護体制の確保、衛生用品の購入等）の取組に対する報酬加算

○保育施設における感染拡大防止

- ・保育施設は登園自粛への協力も求めつつ開所を継続しているが、現場は3密状態であり、感染リスクを懸念する声も多く寄せられている。現場の保育士の不安・負担を軽減するため、保育施設においてどのような対策が必要であるか、具体的に記載したものの分かりやすくまとめたツール（リーフレット）を提示いただきたい。

○旅館業法の改正

- ・ホテルなどの現場からは原則宿泊を拒むことができず、感染拡大を不安に思う声が多く寄せられており、旅館業法に「特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、感染拡大を防止するために必要な場合」や「特定警戒区域の都道府県又は緊急事態宣言の対象区域から来訪する場合」といったケースでは宿泊を拒むことができることの趣旨の規定を加えていただきたい。

3. 雇用対策

○雇用調整助成金について

- ・資金繰りに不安がある事業者が、躊躇なく休業手当を支給することができるよう助成金上限額（日額8,330円）（教育訓練加算額を含む。）を引き上げること。
- ・緊急事態宣言の期間延長に伴い、休業期間の長期化の影響が懸念されることから、支給限度日数の拡大や状況に応じた緊急対応期間の延長など、事業者において雇用の維持の見通しを立てることができるよう必要な措置を早急に講じること。
- ・中小企業に対する特例措置について、都道府県知事の休業要請対象外の中小企業についても、外出自粛要請や取引先の休業など間接的な影響を受けていることから、助成率を10/10とすること。
- ・緊急対応期間中においては、事業者の資金繰りに配慮し、休業手当支給前の助成金申請を可能とし、手当の支給を証する確認書類の後日提出を認めること。
- ・生産指標要件の指標の確認に時間がかかり申請が困難となっている事業者もいることから、生産指標要件の撤廃を検討すること。

- ・都道府県知事からの要請等により急遽休業等に対応せざるを得ないケースも想定されることから、労使間の休業協定書の添付の省略を認めること。
- ・計画届提出時における「事業所の状況に関する書類」については誓約書等に対応可能とし、「組合員名簿」についても労働者代表選任届に添付する労働者の委任状を不要としていることから、同様に不要とすること。また、支給申請時における「就業規則・給与規定・労働条件通知書」は助成金算定にあたって不要であり、「出勤簿」、「年間休日カレンダー」についても誓約書等に対応可能とすること。
- ・雇用保険被保険者と非加入労働者が混在する場合、雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金それぞれの申請が必要となるが、単一樣式での申請を可能とするなど、手続の簡素化を検討すること。
- ・休業等実施計画届は6月30日までの事後提出が可能となっているが、これを省略し、実績一覧表の提出のみをもって申請可能とすること。

○妊娠中の女性労働者が休暇を取得しやすい環境の整備

- ・妊娠中の女性労働者の感染リスクを減らし、安心して出産できるようにするため、妊娠届出の提出を行った後、産前休暇までの間の休業手当を補償するとともに、雇用主において代替人員を確保するために必要な経費に対する助成制度を設けること。

○若年者の就職支援及び雇用創出策の充実

- ・再び就職氷河期世代を生み出さないよう、高校生や大学生等の就職活動及び若者の就職受け皿の確保のための支援等を充実すること。
 - ・新規卒業生の採用計画の維持、採用選考日程の後倒し等による募集機会の確保、インターネットを活用した企業説明会の積極実施などについて、経済界への要請や個別企業に対する周知徹底
 - ・雇入れ関係助成金の新卒採用者への適用拡充
 - ・地方公共団体等が実施する企業と学生が交流する場の創出に対する財政支援など

○労働力のシェアを行う新たなマッチングシステムについて

- ・人手不足が生じている業界において、期間限定で労働力をシェアするため、その需給調整機能を持つ「緊急雇用センター（仮称）」の設置など、新たなマッチングシステムを創設すること。

4. 生活困窮者対策

○生活福祉資金における特例貸付

- ・休業等による生活資金への不安、貸付条件の大幅な緩和、積極的な広報により、貸付申込が急激に増加しているため、貸付原資及び事務費について追加の予算措置と

迅速な交付を行うこと。また、当面7月末までとされている受付期間をあらかじめ来年3月末までと延長するなど、安心して制度を活用できるような措置を講じること。

- ・休業や失業により生活困窮している方々を支援していくため、貸付金の償還免除の適格要件については、住民税非課税世帯に限定しないよう、さらなる検討を行うこと。

○生活困窮者自立相談支援事業

- ・住居確保給付金の収入要件が厳しく、支給対象とならない方が多くいることから、収入要件を緩和すること。また住居確保給付金や一時生活支援事業の増加により地方負担額も増加していることから、これらの負担増に対する支援を行うこと。

(収入要件) 申請月の世帯収入合計額が、基準額(市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12) + 家賃額以下であること。家賃額は、住宅扶助特別基準額が上限。

5. その他

○早期の情報提供

- ・国に対し、新型コロナウイルス感染症対策で急を要するものについての疑義照会をしているが、速やかな回答をいただけない場合が多く、業務に支障をきたしているため、必要な連絡調整が行えるよう体制整備等の対応を行うこと。
- ・各都道府県において様々な対応策を検討する時間が十分に確保できるよう、原案段階での事前送付を行うなど迅速な情報提供を行うこと。

雇用調整助成金受給に必要な書類

【計画届の提出に必要な書類】

- 1 休業等実施計画（変更）届
- 2 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書
 - ・生産指標の確認のための書類
最近1か月分及び前年同月分の売上高、生産高又は出荷高を確認できる書類既存の「売上簿」「営業収入簿」「会計システムの帳票」など。写しでも可。
- 3 休業協定書
 - ① 雇用調整の実施について労働組合等との間で締結した協定書
休業を実施する場合は「休業協定書」
 - ② 労働者代表の確認のための書類
労働組合等との協定書に署名または記名押印した労働組合等の代表が、当該事業所における労働者の過半数を代表する者であることを確認するための次の書類。
なお、事後提出の場合、「休業・教育訓練実績一覧表」に協定を締結した労働者代表の署名または記名・押印があれば省略することが可能。
(7) 労働組合がある場合 … 組合員数を確認できる「組合員名簿」などの書類
(4) 労働組合がない場合 … 「労働者代表選任書」
- 4 教育訓練協定書
 - ・事業所が中小企業に該当しているか否かの確認等のための書類
常時雇用する労働者の人数を確認できる「労働者名簿」及び「役員名簿」などの書類

【支給申請に必要な書類】

- 5 支給要件確認申立書（雇用調整助成金）・役員一覧表
- 6 休業・教育訓練実績一覧表
- 7 雇用調整助成金助成額算定書
- 8 雇用調整助成金（休業等）支給申請書
- 9 労働日・休日及び休業の実績の確認のための書類
 - a 各対象労働者の労働日・休日及び休業の実績が明確に区分され、日ごと又は時間ごとに確認できる「出勤簿」「タイムカード」などの書類
 - b シフト制、交替制又は変形労働時間制をとっている場合は、労働者ごとの具体的な労働日・休日が見わかる「勤務カレンダー」「シフト表」などの書類
- 10 休業手当・賃金及び労働時間の確認のための書類
休業期間中の休業手当として支払われた賃金の実績が確認できる「賃金台帳」「給与明細書」などの書類（判定基礎期間を含め前4か月分（賃金や手当の支払い方法が協定に定める方法と相違ないと確認できる場合は1か月分））
なお、休業日に支払われた休業手当と、通常の労働日（時間）に支払われた賃金・手当等とが明確に区分されて表示されていることが必要であるが、休業手当等の額と賃金の額が同額である場合は、休業手当等の額が区分されていなくてもかまわない。
- 11 所定の労働日・労働時間・休日や賃金制度の確認のための書類
 - a 事業所ごとに定められている、所定労働日・所定休日・所定労働時間等や、賃金締切日等の賃金制度の規定を確認できる「就業規則」「給与規定」「労働条件通知書」などの書類
 - b 休業を実施する事業所であって、変形労働時間制、事業場みなし労働時間制又は裁量労働制をとっている場合は、aに加えて、そのことに関する労働組合等との協定書（企画業務型裁量労働制の場合は労使委員会の決議書）又はその監督署へ届け出た際の届出書の写し